

令和 7 年度（2025 年度）親子つどいの広場運営受託団体募集要項

1 事業概要・目的

八王子市は、児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に基づく子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）として、「八王子市親子つどいの広場事業実施要綱」に基づき市内 11 か所に「親子つどいの広場」を開設している。

概ね 3 歳未満の乳幼児とその保護者が気軽に集い、相互の交流を行う場所を設置することにより、子育てについての相談、情報提供、援助等ができる環境の整備、地域の子育て支援機能の充実に努めることを目的としている。

また、こども家庭センターと連携して、養育困難等リスクの高い親子の早期発見や要保護児童の見守り等の重要な役割を担う。

また、今回の募集は親子つどいの広場 11 か所のうち、令和 7 年（2025 年）9 月 30 日で契約が満了する 3 か所の広場を対象とする。

2 対象施設の概要

下記のうち、複数施設への応募も可能とする。その際は、それぞれの応募施設ごとに書類を作成すること。

(1)親子つどいの広場大和田

所在地：八王子市大和田町 5-10-2 SYOJI ビル 2 階

施設面積：181.61 m²（図面のとおり）

開館日：毎週 月曜日～土曜日 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分

休館日：日曜日・祝日、年末年始（12/29～1/3）

(2)親子つどいの広場南大沢

所在地：八王子市南大沢 2-16

施設面積：地上2階 100m²（図面のとおり）

開館日：毎週 月曜日～土曜日 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分

休館日：日曜日・祝日、年末年始（12/29～1/3）

(3)親子つどいの広場みなみ野

所在地：八王子市みなみ野 6-1-1

施設面積：59m²及び15.17m²（図面のとおり）

開館日：毎週 月曜日～土曜日 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分

休館日：日曜日・祝日、年末年始（12/29～1/3）

3 委託期間

令和 7 年（2025 年）10 月 1 日から令和 9 年（2027 年）9 月 30 日まで（2 年間）

4 受託者が行う業務の範囲

(1)子育て親子の相互交流の場の提供と相互交流の促進

子育て中の家庭の親とその子どもに対して、気軽にかつ自由に交流できる場の提供をする。

(2)子育て等に関する相談・援助の実施

子育てに不安や疑問などをもっている子育て中の親子に対する相談及び援助を実施する。育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する人材を配置し、子育てに不安や疑問などをもっている子育て中の保護者に対する相談及び援助を都度実施する。

(3)地域の子育て関連情報の提供

子育て中の親子が必要とする身近な地域の様々な子育て支援に関する情報を提供する。保育園等で実施する子育てひろばの開催などの情報を収集、提供する。

(4)子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

子育て家庭を対象とした「子育て講座」を実施する。実施の際は講座の内容について事前に八王子市（以下「市」という。）と十分な協議を行うこと。

(5)地域支援

地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、次の取組みをいずれか少なくとも一つ、月1回以上実施すること。

ア 高齢者・地域学生等の地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組

イ 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組

ウ 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等
地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組

(6)東京都利用者支援事業実施要綱に規定する「基本型」の実施

(7)スタッフの配置

従事するスタッフは、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任のものを広場の開館時間中、常時3名以上配置すること（ローテーション、非常勤職員でも可）。3名のうち1名は東京都の規定する子育て支援員研修「基本型」を受講すること。

(8)その他子育て及び子育て支援に必要な事業

実施の際には、事業の内容について事前に市と十分な協議を行うこと。

5 保険加入

本業務の実施にあたり、広場の利用者とスタッフ等を対象として、広場内での事故で利用者が身体に傷害を受けた場合の補償及びスタッフの責任賠償の保険については、市の加入するものが適応される。

(1)賠償責任保険

(2)傷害保険

6 市が負担する経費等

管理運営業務に係る経費のうち市が負担するものは下記のとおりとする。親子つどいの広場1か所に係る経費（年度ごと）は以下のとおりとする。

(1)予算額

親子つどいの広場 1 か所に係る経費（年度ごと）は以下のとおりとする。

- ア 令和 7 年度 4,600 千円程度
- イ 令和 8 年度 9,600 千円程度
- ウ 令和 9 年度 4,900 千円程度

委託料の対象経費は、広場の運営に直接必要となる経費（人件費、消耗品費、通信費、講座講師謝礼、会場使用料、研修費等）である。

受託者は、毎月の業務終了後、翌月 10 日までに実績報告書等（＊市が定めているもの）を市に提出し、検査に合格したときに委託料の請求を行う。市は請求書受理後適正と認められる場合は、請求後 30 日以内に委託料を指定された口座に支払うものとする。

※なお、上記金額は契約時の予定額を示すものではなく、広場で行う講座の謝礼等に応じて変更する。

- (2)親子つどいの広場実施場所、広場の光熱水費、備品遊具等の提供、保険料（市が加入するもの。）

7 業務の一括委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできない。

ただし、当該委託業務の一部を委託する場合は、この限りではない。この場合、市と事前に協議が必要である。

8 応募資格・応募条件

法人またはその他の団体（以下「法人等」）とし、個人での応募はできない。また、法人等は次の(1)～(3)の条件を満たしていること。

- (1)子育て応援に係る活動を行っている（又は、行おうとしている）法人等で、市民活動に理解があること。
- (2)本市に事務所・事業所を有し、又は子育てに関係した本市内での活動実績があること（活動を行おうとしている団体は、事業計画等をたてていること）。
- (3)法人等が次のいずれにも該当していないこと。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するもの（地方公共団体の一般競争入札の参加資格に抵触するもの）。

イ 市から指名停止措置を受けているもの。

ウ 消費税及び法人税、法人市民、法人都民税、法人事業税を滞納しているもの。

エ 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを開始している法人。

オ 地方自治法第 92 条の 2(議員の兼業禁止)、第 142 条(長の兼業禁止)、第 166 条(副市長の兼業禁止)及び第 180 条の 5(委員会の委員及び委員の兼業禁止)に該当するもの。ただし、地方自治法施行令第 122 条及び第 133 条に該当する場合(長・委員が取締役等を兼ねることができる市の出資比率が 1/2 を超える法人)を除く。

カ 応募予定団体又はその構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体。

※なお、必要に応じ関係機関への、資格審査のため照会をすることがある。

9 応募方法

(1)募集要項等の配布

ア 配布期間 令和7年(2025年)6月23日(月)から令和7年(2025年)7月22日(火)まで

イ 配布方法 市のホームページにて公開(下記URL参照)

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kosodate/017/018/kks001/p031437.html>

(2)質問等の受付

本要項に関する質問は、「質問票(様式9)」に必要事項を記載のうえ、電子メールにより送付すること。

ア 質問締切日

令和7年(2025年)6月30日(月)まで

イ 送付先

子ども家庭部こども家庭センター 事業担当

Eメールアドレス b471100@city.hachioji.tokyo.jp

ウ 回答

順次ホームページへ掲載する。

(3)提出書類

※法人以外の場合、(カ)及び(キ)の書類はそれに準ずるもの。

ア 申込書(様式1)

イ 事業者に関する書類

(ア)団体概要(様式2)

(イ)暴力団排除に係る表明・確認書(様式3)

(ウ)役員名簿(申込現在のもの)

(エ)定款・寄付行為等、規則その他これらに類する書類(最新のもの)

(オ)申込書を提出する日に属する事業年度の事業計画書

(カ)過去2か年の事業報告書

(キ)法人登記簿謄本等(公的証明書で募集申込日前3ヶ月以内のもの)

(ク)過去3か年分の次の財務諸表

a 貸借対照表、収支決算書

b 損益計算書

(ケ)団体(法人格を有していない場合はその代表者)の納付すべき税額の滞納がないことを証明する書類(納税証明書等)

ウ 提案書

(ア)八王子市親子つどいの広場事業計画書(様式4)

(イ)八王子市親子つどいの広場運営委託見積書(様式5)

(※積算にあたっては、契約期間中の物価上昇や人件費等の変動を見込むこと)

(ウ)八王子市親子つどいの広場運営委託スタッフ名簿(様式6)

(エ)個人情報保護法にもとづく情報資産の管理方法がわかる書類(個人情報をもどのように管

理しているかがわかるもの) ※関連する書類がない場合は、八王子市親子つどいの広場
運営委託 個人情報保護状況調査書(様式7)
(ウ)その他市が必要と認める書類(チラシやパンフレット等)

(4)提出方法

作成した書類を全てPDFへ変換し、CD-RもしくはCD-RW、DVDにて提出
※フォルダやファイル名については、以下のとおり作成すること。

ア フォルダ名

「令和7年度親子つどいの広場●●●(名称)運営委託 ●●●(団体名)」

イ ファイル名

(3)提出書類のとおりに

(5)受付期間及び時間

ア 受付期間 令和7年(2025年)6月23日(月)から令和7年(2025年)7月22日(火)
まで

イ 時間 平日:午前9時から午後5時まで

※郵送の場合は7月22日午後5時必着

(6)提出先

こども家庭総合センター

(所在地:八王子市明神町三丁目19番2号

東京たま未来メッセ庁舎・会議室棟4階(八王子市保健所内))

電話 042-656-8225(直通)

(7)提出書類に係る留意事項

ア 見積書を作成する際は、東京都の最低賃金を下回らないこと。

イ 提出書類について後日参考資料を市から求められた場合、速やかに提出すること。

ウ 提出期限は、厳守すること。また、提出期間後における応募書類の変更及び追加は一切認めない。ただし、本市から指示した場合はこの限りではない。

エ 虚偽のあった場合は、失格とする。

オ 提出書類は返却しない。

カ 応募に関しての必要費用は、団体の負担とする。

キ 市が提示する書類の著作権は市に帰属し、応募団体の提出する書類の著作権はそれぞれの団体に帰属する。なお、今回提出された資料については、審査後に公表する場合がある。

10 審査に関する事項

(1)審査方法

受託者の選定は、「親子つどいの広場事業受託団体候補者評価会議」(以下「評価会議」)及び「こども家庭センター」が書類及びプレゼンテーション等による審査を行った後、それらの報告に基づいて八王子市長が決定する。

(2)応募資格及び応募書類の審査・確認

「8 応募資格・応募条件」に基づき確認する。確認の結果、資格や条件を満たしていないと判断される場合は、これ以降の審査対象とならない。

(3)審査手順

ア 一次審査

提出された指定申請書等により参加資格要件に関する一次審査(書類審査)を行う。審査結果は8月上旬までに全応募者に連絡する。

イ 二次審査

二次審査は「評価会議」が下表の審査項目により総合的に判断して審査を行う。提出された書類に基づく、具体的な運営についてプレゼンテーションを実施すること。二次審査は8月下旬に実施する予定である。具体的なスケジュール及び方法等については、一次審査の結果とあわせて、二次審査対象団体に通知する。

※実績ではなく、これからの広場の運営について具体的に話すこと。

(4)審査項目

ア 運営方針

イ 運営の安定性

ウ 経費について

エ 運営の公平性等

オ 子育て親子の交流、集いの場の提供、子育て講座について

カ 子育て相談・援助の実施について

キ サービスの向上

ク 緊急(防火・防犯等)対応等危機管理体制や個人情報保護について

ケ その他(対象にとどまらない独自の取組み、団体・法人・企業としてのこれまで積み上げてきた実績等について)

(5)二次審査結果の通知及び公表

選考結果は、応募者に8月末頃までに通知する。又、審査結果は市ホームページで公表される。

11 契約に関する事項

受託者として選定された団体と八王子市長との間で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意委託契約を締結とする。

12 その他

(1)地域との連携及び協働

受託者は親子つどいの広場運営の実施にあたり、地域住民との連携及び協働を図り、地域の実情に即した事業運営に努めなければならない。

(2)緊急時の対応

運営業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、受託者は速やかに必要な措置を講じてこども家庭センター職員に報告するとともに、関係者に対して緊急事態発生 of 旨を通報しなければならない。また、事故等が発生した場合、受託者は市と協力して事故等の

原因調査に当たるものとする。

(3)個人情報保護及び要保護児童対策地域協議会への加入

ア 本業務を実施するために個人情報を取り扱う場合は、次の(ア)～(カ)の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びその他の関係法規等を遵守すること。

(ア)秘密等の保持

受託者は本委託の履行に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

(イ)第三者への委託の禁止又は制限

受託者は、個人情報を取り扱う事務の処理は自ら行うものとする。ただし、市の承諾を得たときは、この限りでない。

(ウ)目的以外の利用等の禁止

受託者は、管理運営業務を実施するため市から渡された情報等を本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(エ)複写又は複製の禁止

受託者は、管理運営業務を実施するため市から渡された情報等を市の承諾なく複写又は複製してはならない。

(オ)返還義務

受託者は、管理運営業務を実施するため市から渡された個人情報を本業務完了後、速やかに市に返還しなければならない。

(カ)事故報告義務

受託者は、管理運営業務を実施するため市から渡された個人情報の内容を漏えい、き損又は滅失した場合は、市に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

イ (ア)～(カ)の規定に基づき、受託者は個人情報保護の規定の整備に努めなければならない。

ウ 個人情報の保護については、委託期間が満了し若しくは委託を取り消された後においても遵守するものとする。

エ 受託者は八王子市要保護児童対策地域協議会に加入し、要保護児童に関して関係機関と情報交換及び連携した支援を行うものとする。

(4)情報公開

受託者は、管理運営業務を行うにあたって、前項に規定する個人情報に関するものを除き、保有する情報の公開を図らなければならない。

(5)環境対策

ア 本業務の実施にあたり、省エネルギー、省資源、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達において「環境にやさしい八王子市役所エコアクションプラン」と同等の取組みを行い、環境への配慮に努めるものとする。

イ ディーゼル車を使用し、又は使用させる場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)」他、各県条例に規制するディーゼル車規制に適合する自動車とする。

(6)障害者への対応

本業務の実施にあたり、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(差別解消法)」及び「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例(差別禁止条

例)」について趣旨を十分に理解し、障害者への配慮に努めるものとする。

(7)受託者選考に関する情報の提供

受託者選考過程における、応募団体名、評価結果、審査項目の評価点、候補者として選定された団体の選定理由、事業提案の概要等(個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非開示とするものを除く)については、原則として市は広く情報提供を行う。また、提出書類については、八王子市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報を除き公開する。

(8)提出書類の著作権

応募者の提出する書類の著作権は、それぞれの団体に帰属する。なお、選考に必要な場合など、その他市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を無償で複製できるものとする。

(9)応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、別記様式 8 により、書面で提出すること。

(10)契約の取り消し

下記のいずれかに該当する場合は、その契約を解除することがある。

ア 受託者が本業務に関する契約に違反したとき

イ 受託者が管理業務を継続することが適当でないと市が認めたとき

ウ 受託者が本業務に関する契約を履行することができないと市が認めたとき

エ 施設の廃止等により契約をする必要がなくなったとき

オ 受託者又はその構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが明らかとなったとき

(11)親子つどいの広場は、社会福祉法第二条第 3 項第二号で定められた「地域子育て支援拠点事業」である社会福祉事業に該当するため、消費税法第六条別表第二第七項口の規定により、非課税事業となる。

【問合せ先】

八王子市子ども家庭部こども家庭センター
事業担当 坂口、白川

〒192-0046

八王子市明神町三丁目 19 番 2 号

東京たま未来メッセ庁舎・会議室棟 4 階

電話番号 042-656-8225

F A X 042-656-8226

E-mail b471100@city.hachioji.tokyo.jp